# 門真市市民公益活動支援・協働懇話会 第5回懇話会 議事要旨

場 所:門真市教育委員会3階第1会議室

日 時:平成20年9月9日(火) 午後2時~3時半

出席者:懇話会委員(委員:あいうえお順)

熊谷樹一郎会長 木村隆博副会長 網谷朝代委員 沖田謹三郎委員 竪月邦治委員 福井裕一委員 邨橋一枝委員 (欠席) 廣江朋也委員

事務局:門真市市民生活部

柏木部長 野口管理監 市原次長 地域振興課 柴田課長 脊戸課長補佐 小阪係員 馬場(まちづくりコンサルタント)

#### 1.開会(事務局)

# 2.議事

第4回懇話会議事要旨の確認 提言書案について意見交換

### <意見の概要>

・提言書(案)の検討に入りたいと思うが、まず、最初に大きな構成について問題はないか、 そして、それぞれの内容で問題はないか、そして、もし、細かな誤字、脱字、「てにをは」 などでお気づきになったところはないかといった順で検討したいと思う。それでは、前 回の素案と今回の案では、市民参加と協働の違いが分かるようにということで、少し、 構成が変わったが、いかがか。他の市民の方も、この提言書を読まれ、市民参加と協働 の違いなどや協働をどのように進めていけばよいか、私たちの提案を理解いただけるか といった視点で意見をお願いする。まず、提言書案の構成でよいか。(会長)

## <特に、意見はなし>

- ・意見も無いようであるので、提言書はこの構成でいきたいと思う。次に、それぞれの内容であるが、前回の懇話会で一部内容的な修正意見もあったが、概ね素案の内容で良いのではというように解釈している。一応、目次のタイトルが目的とする内容に修正しているところもあるが、いかがか。(会長)
- ・提言書案に、「「市民参加」は、行政が主体となって、行政が用意した制度や仕組み(アンケート、審議会、パブリックコメント等)の中で市民が意見を述べ、提案するものであり、基本的に行政主導の手法です。一方、「協働」は、市民、行政が対等に主体となって、まちづくりや環境保全など様々な公共課題を協力し合いながら解決していくものです。さらに、今後は市民と市の「協働」によるまちづくりから、市民の主体性をさらに高めた「住民自治」によるまちづくりをめざしていくことが必要です。」という説明文章

が入っているが、この位置よりも最初にもっていった方がよいのではないか。(委員)

- ・少し唐突かとも思ったが、協働が必要な背景の説明を始め、市民参加と協働の違いを説明的に付け足した。(事務局)
- ・ここは、背景の説明が重要であり、この文章構成でよいと思う。(委員)
- ・現在の案の文章構成でよいか。(会長)
- <特に、意見はなし>
- ・現在の案の文章構成とする。(会長)
- ・提言書案に「住民自治」とあるが、市がすでに自治体であり、四六時中自治をしている 状況を示すのではないかと思う。この提言書では、主に住民の活動について言っている ので、「住民主導」とした方がよいのではないかと思う。(委員)
- ・提言書案の概念図は、この概念でよいと思う。ただ、自治となると財源を伴う。そのようなことも視野に入れていく必要があるのではないか。(委員)
- ・「住民自治」が、全く独立した組織を意味しているのもではなく、住民自らが課題を解消 するための自らの活動により治めるというように解釈すればと思う。「住民自治」と表現 してもよいか。(会長)
- ・「3.協働の推進に向けた視点と仕組みづくりの基本的な方向」や「5.門真市における協働推進のための基本的な方向」などのタイトルは、「はじめに」の文章の中で「基本的方向性」としていることや決めつけたような言い方になるような感じがするので、「3.協働の推進に向けた視点と仕組みづくりの基本的な方向性」や「5.門真市における協働推進のための基本的な方向性」とした方がよいと思う。(委員)
- そのようにタイトルを変更してよいか。(会長)
- <特に、意見は無し>
- ・特に、意見は無いので、「3.協働の推進に向けた視点と仕組みづくりの基本的な方向性」 や「5.門真市における協働推進のための基本的な方向性」とする。(会長)
- ・提言書案に「本市では、市民参加については様々な手法を用い、取り組まれてきていますが、協働の取り組みは、一部の部署にとどまっています。これら市民参加や協働の取り組みでは、市としての明確な方針がないまま、各部署がそれぞれに実施してきており、部署によって相当のバラツキがみられます。」とあるが、何が「相当のバラツキ」があるのか分かりにくいので、文章を分かりやすくした方がよいと思う。ここでは、市としての明確な方針がないことが課題であることを説明することが重要ではないか。(委員)
- ・ここでは、各部署の取り組みがばらばらで統一性がないことを言っている。「本市では、 市民参加については様々な手法を用い、取り組まれてきていますが、協働の取り組みは、 一部の部署にとどまっています。これら市民参加や協働の取り組みについては、市とし ての明確な方針がないため、各部署で相違が生じています。」としてはどうかと思う。(事 務局)
- ・今の事務局からの文章変更提案でよいか。(会長)

### <特に、意見は無し>

- ・特に、意見は無いので、事務局からの変更提案文章とする。(会長)
- ・提言書案の「(2) 多様な市民意見の政策への反映」において、「多様な市民の意見を政策に反映させることは、市民参加や協働の意義でもあります。しかし、多様な市民意見をすべて反映することはできません。大切なことは、行政が多様な意見を聴くことや市民が主体的に行政と話し合うなど、参加や協働の過程の中で、ふさわしい解決策を見つけ出していくことです。そうすることにより、市民意見が反映されなかった場合に、その理由が明確に説明されることにもなり、相互の信頼関係の構築にもつながっていきます。」となっているが、「しかし、多様な市民意見をすべて反映することはできません。」と一途両断になっているが、もう少し柔らか表現した方がよいと思う。(委員)
- ・多様な市民意見のすべてを反映できないという意味であるので、「多様な市民の意見を政策に反映させることは、市民参加や協働の意義でもあります。しかし、多様な市民意見のすべてを反映することはできません。大切なことは、行政が多様な意見を聴くことや市民が主体的に行政と話し合うなど、参加や協働の過程の中で、ふさわしい解決策を見つけ出していくことです。そうすることにより、市民意見が反映されなかった場合に、その理由が明確に説明されることにもなり、相互の信頼関係の構築にもつながっていきます。」としてはどうかと思う。(委員)
- ・今の委員からの文章変更提案でよいか。(会長)
- <特に、意見は無し>
- ・特に、意見は無いので、委員からの変更提案文章とする。(会長)
- ・提言書案の「補助・助成」の文章が「公共的事業を行う団体に資金的な支援を行う ことで、公益を実現」とあるが、「公共的」の意味が分かりにくいのではないかと思う。 (委員)
- ・地方自治体が行う事業は「公共事業」、「公共サービス」としているが、未だ、明確な定義がない、「新たな公」の空間で行う協働事業を公共的とした。(事務局)
- ・今の事務局からの説明で、この文章のままでよいか。(会長)
- <特に、意見は無し>
- ・特に、意見は無いので、提言書案の文章のままとする。(会長)
- ・提言書案の「 仕事に追われている若年層の地域デビューは、自治会の役員などを契 機とし、地域の重要さを知ってもらうことが必要」とあるが、少し文章の意味が分かり にくいのではないかと思う。(委員)
- ・「 仕事に追われている若年層の地域デビューは、自治会の役員など受け持つことなど を契機とし、地域の重要さを知ってもらうことが必要」と修正してはどうか。(事務局)
- ・今の事務局からの文章変更提案でよいか。(会長)
- <特に、意見は無し>
- ・特に、意見は無いので、事務局からの変更提案文章とする。以上の他、修正等の意見は

# ないか。(会長)

# <特に、意見は無し>

- ・意見が無いようであるので、以上の修正を行い、本懇話会の提言書とする。事務局の話しでは、未だ、この懇話会の役割は今後もあるように聞いているので、終了と言うわけにはいかないが、とりあえず、今回、この懇話会に依頼された検討は、一応、この提言書にまとまった。これまでの審議にご協力いただき、感謝している。(会長)
- ・本日、まとめて頂いた提言書を、会長、副会長に代表して頂き、この後、市長に報告を頂きたい。(事務局)